

東京大学所蔵の近世朝幕関係史料について

—総合図書館・法学部法制史資料室所蔵分—

村 和明

(目次)

はじめに

…二〇五頁

一、総合図書館所蔵分について

…二〇六頁

二、法学部法制史資料室所蔵分について

…二〇七頁

(一) カード目録存在分

…二〇七頁

(二) 「非蔵人安田家他京都近郊所領関係文書」他

…二〇八頁

(三) 「京阪文書」

…二〇九頁

おわりに

…二〇九頁

附：史料紹介と解説

…二二二頁

凡例

…二二六頁

目録一

…二二八頁

目録二—一

…二二六頁

目録二—二

…二二九頁

目録二—三

…二二六頁

はじめに

本稿は、東京大学図書館が所蔵する膨大な蔵書・資料群の中から、いわゆる近世朝幕関係に関係する史料を選び出し、その一覧表を作成して、このテーマに関心を持つ研究者の便に供しようとするものである。

東京大学の所蔵図書全体にわたる検索手段として、今日最も便利なのはオンライン蔵書目録データベース（OPAC）であるが、一九八五年までに収蔵された資料に関しては、情報を随時入力している段階である。¹⁾一九八五年以前の収蔵資料を網羅する目録としては、一九六一〜六四年に最初の編成が行われた、全学の図書に関するカードを書名・著者名別に配列した全学総合目録があるが、²⁾テーマに基づいて未知の資料を探すような作業に適した性格の目録ではない。

また、かつて東京帝国大学附属図書館では、震災で図書館が壊滅し

て以降集積された復興圖書の整理が一段落した段階で、印刷目録の編纂が計画され、一部は実際に刊行されたが、震災から一九三五年一月末までに受入登記された資料を対象とした「本目録」のうち、予定では「歴史・地理」にあてられていた第四編は結局刊行されなかった。上記のような事情から、東京大学所蔵の全資料群から未知の近世史料を探し出すことに適した検索手段は存在していないといえる。本稿の作業は、こうした状況にある東大所蔵史料について、その極めて限られた一部についてはあるが、目録を提示して、史料を探す上での便を図ろうとするものである。

さて、本稿に掲げる目録の具体的な調査対象は、史料編纂所を除けば近世史料を東大内でもっとも豊富に所蔵するとみられる総合図書館および法学部法制史資料室である。専門機関であり検索手段も充実している史料編纂所を含め、その他の部局の所蔵資料に関しては、本稿では扱っていない⁽⁵⁾。

また目録に採録したのは、近世朝幕関係に関わる史料である。朝幕関係論は七〇年代以降隆盛をみせている分野で、当初主要な関心の所在であった政治史の枠にとどまらず、多様な視角・論点から近世の天皇・朝廷に関連した研究が行われるようになっており、本稿の目録作成においても狭義の朝幕関係に限定せず、近世朝廷に関わる史料を広く選び出すよう努めた。なお一つの選択の目安として、近世を主要な記述対象とするかを基準とした。このため、近世の著作や写本であっても、例えば古記録や有職書⁽⁷⁾については採録していない場合がある。調査の結果、調査の単位ごとに、特徴が異なる史料群が抽出されたため、各々に適した形式の目録を別個に作成した。以下、作成した目録に即して章・節を立て、各々の調査対象、方法、抽出した史料群の

性格などについて述べる。

なお、本稿の趣旨に鑑み対象から外したものとして、特に総合図書館特殊集書「鴈外文庫」(総数約一万九千点)を挙げておく⁽⁸⁾。公家鑑類などの該当史料を含んでいるが、他資料に先んじて近世史料も含めてデータベースへの入力が進められており、一般図書と同様の方法で簡便な検索が可能となりつつあるためである⁽⁹⁾。

一、総合図書館所蔵分について

総合図書館に所蔵される蔵書数は、昭和五二(一九七七)年段階で約七九万冊である⁽¹⁰⁾。実物は勿論、このほぼ全てを含むとみられるカード形式の全学総合目録(前述)についても、全てを實現して検討することは不可能であるので、総合図書館書庫で用いられている和漢図書分類などを参考として調査の範囲をあらかじめ絞り込み、各分類に属する分の資料について、現物にあたりながら検討する方法をとった。

結果としては、図書分類のうちG(歴史)の二六(日本風俗・二七(文書・記録)・二八(国史図)・二九(伝説・雑史)の範囲に、該当史料を多く見出すことができた。これを目録一として掲げる。

史料の大半は縦帳で、稀に横帳があった。多くの場合、原史料の表紙にペン書の題箋が糊で張られており、さらにこれを踏襲した活字の表題を記した厚紙の表紙が付されている⁽¹¹⁾。基本的には原史料と一体として製本されているが、原史料が複数冊にわたる史料などでは、製本はせずにこの紙に紐をつけて秩としている場合も多く見られた。

これらの特徴はどの資料にも同様にみられるので、おそらくは東大図書館に図書として収蔵された際の整理作業における加工であろう。

大部分は近世に作成された写本とみられ、内容の傾向としては、儀式に関する別記・図面類が主である。

またほぼ全点に複数の蔵書印が押されていたため、目録一では特に「蔵書印」欄を設けることにした。各史料の来歴について、一点ずつ寄贈記録などにあたって調査することはしなかったが、蔵書印から得られる情報をもとに、来歴の傾向を大まかに検討しておく¹²⁾。

今回ピックアップした計一七点において、六〇点とその大半を占めたのは「南葵文庫」旧蔵資料である。「南葵文庫」は、紀州徳川家の徳川頼倫が明治二九（一八九六）年に創設した私設図書館で、震災後の大正一三（一九二四）年にはほぼ全点の約一〇万冊が東京大学図書館に寄贈され、図書分類に従って分散配架された¹³⁾。震災後寄贈・購入された集書としては最大のものである¹⁴⁾。

「南葵文庫」に納められる前の所蔵者としては、以下が目だったところである。

- ・小中村清矩（二六六） 文政四（一八二二）年～明治二八（一八九五）年、紀州藩古学館頭取、和学所教授、東京帝大教授。古事類苑編纂に携わる。遺書約五千冊を南葵文庫で購入。
- ・坂田諸遠（二〇〇） 文化七（一八一〇）年～明治三〇（一八九七）年？／明治三六（一九〇三）年？、国学者、外務省編纂掛。遺書約一万五千冊を南葵文庫で購入。

ほか、和学講談所（塙保己一・忠宝・忠詔）の印も九点にみえる。「南葵文庫」に次いで多く採録したのは、渡部信寄贈史料からの一点である。

渡部信は明治一七（一八八四）年生、昭和四八（一九七三）年没、東京帝大法科を首席卒業後、内務省・通信省・宮内省・式部省などに

在籍するいっぽう東京帝大法科大学講師をつとめ、宮内省図書頭兼諸陵頭、帝室博物館総長などを歴任した人物で、大正一三（一九二四）年に約三八〇〇点の資料を東大図書館に寄贈している¹⁵⁾。

野州壬生藩士であった父・邁のものを除き、信自身以外の印記はあまり見られず、渡部父子が直接に作成者の子孫や古書肆から集めた史料であるとみられる。史料の性格上も、原史料とみられる日次記・触留などが若干数あった。

なお、渡部信旧蔵史料と同じ大正一三年に購入された「青州文庫」（約二万五千冊の規模は「南葵文庫」に次ぐ）の原蔵者は、姓名が同訓の渡辺信（号青洲、甲州の実業家）であり、目録一にもその旧蔵史料を採録している。紛らわしいので、注意が必要である¹⁷⁾。

二、法学部法制史資料室所蔵分について

東京大学法学部法制史資料室には、周知のごとくきわめて多量の近世史料が所蔵されている。このうちから、カード目録および史料調査の成果を利用して史料を選び出した。以下、三つに分けた目録おののちに即して説明する。

（一）カード目録存在分

法学部法制史資料室の所蔵資料については、書名五十音順で配列されたカード目録が存在する。これを一通り参照して史料を検索・選抜き、実物にあたりながら作成したのが目録二一である。

形式はすべて冊形式の史料であった。総合図書館所蔵分に比べると蔵書印はわずかで、法学部の法制史講座担当教授であった宮崎道三郎

・中田董の印がみえる程度であった。

目立ったものとしては、当時刊行されていた朝廷の人名録である公家鑑の類¹⁸を約二〇点採録した。他は武家によって作成したとみられる、幕府の在京機関関連の史料が主となった。京都の町関連の史料も若干挙げた。

(二)「非藏人安田家他京都近郊所領関係文書」他

九〇年代、東京大学日本史学研究室の「近世文書を読む会」において、東京大学法学部法制史資料室所蔵の未整理文書の一部に関する調査・整理が行われた¹⁹。同会のご了承を得て、その成果のうち主に「諸大夫安田家他京都近郊所領関係文書史料細胞現状記録」²⁰に拠り、校訂・加工して作成したのが目録二―二である。

同会作成の「史料単位現状記録」によれば、調査時に単位Aとされたこの史料群は、「諸家口上書等」と記された更紙で包まれ、紐で括られた状態であった。中身はすべて状であり、重ねられている順に上から番号が与えられ、一点ずつ封筒に分けられた。全体が一括され、包紙と紐がつけられた経緯や年代は不明である。内容はほぼすべて文書であり、押印された正文とみられる史料が多く含まれる。内容は家作・田地の譲り状、借金証文、水論関係の口上書など多岐にわたるが、中心を占めるのは、愛宕郡下鴨村・乙訓郡外畑村・同郡坂本村で作成され、特に安田姓の人物を宛所とする文書群である。当史料群名の元ともされたもので、おそらく安田家に伝来した史料群であろうと思われる。

この史料群に加え、D6（包紙ウハ書「口上覚」）、D11（包紙ウハ書「一札之事・御請書・諸口上之覚・訴訟并返答書」）、F3（包紙ウ

ハ書なし）の各単位からも数点ずつを収録した。

以下、安田家関連の史料群に関して補足する。作成された地域である下鴨村は村高一二六二石余、賀茂川と高野川が合流する三角地帯にあたる。外畑村は一五八石余、西山の主峰小塩山、老ノ坂山地の葉坂山・猪谷山・白石山に囲まれた山間の地。坂本村（西坂本村とも）は二八三石余、西山連峰の主峰小塩山の東南麓、善峰川支流岩倉川の流域に展開する。いずれも相給村落である。

安田家についてすこし丁寧にみてみよう。『幕末公家集』²¹によると、慶応年間に非藏人地方取の安田美作が、愛宕郡・乙訓郡に計六一石余を領している。『旧高田領取調帳』²²によると、安田永親が愛宕郡下鴨村に三一石余、乙訓郡外畑村に一八石余、同郡西坂本村に一〇石余（いずれも相給村落）を領している。

安田美作永親にいたる家が、鴨秀名記「非藏人系譜」²³に秦姓大西家の分家として載る。主にこの史料に拠って歴代を掲げておく（分家が一家あるが省く）。

親民（美濃）

大西佐渡介親賢（改称稜川、非藏人、寛永一五年出仕）末子、改称安田、延宝五（一六七七）父信吉の番代として後西院に出仕

親冬（下野）

親民子、元禄五（一六九二）靈元院に出仕

親教（武蔵）²⁵

親冬子、享保一二（一七二七）靈元院に出仕

吉親（美作）

親教子、宝暦二（一七六二）出仕

親宙（武蔵）

吉親子、文化元（一八〇四）出仕

親陸（上野）

実毛利公溟次男、天保三（一八三二）出仕

永親（美作）

実為名次男

当初は後西院の御所の非藏人として新たに立てられ、のち靈元院の

御所や禁裏に出仕した家とわかる。ここにみえる受領名は目録二―二にあらわれる宛所と年代がずれているが、これは「非藏人系譜」が受領名を改めた場合を網羅していないためであると解しておく。

享保一四（一七二九）年段階をしめす「山城国各村領主別石高表」⁽²⁶⁾をみると、下鴨村三一石余・外畑村一八石余・西坂本村一〇石余を安田姓の人物が領しているのは幕末と同じであるが、前者は美作守、後二者は下野守とある。詳細は不明であるが、同時期に父子が出仕している場合などには各々の所領が分けられた可能性もある。

なお、『旧高田領取調帳』『幕末公家集成』によれば、源姓の安田監物尚章（藏人方催諸司）も下鴨村に五石を知行しているが、この家の関連史料は含まれていないと思われる。また調査の段階では、宮門跡寺院毘沙門堂（滋賀院門跡）の諸大夫安田家に比定されたようであるが、毘沙門堂の諸大夫・側用人の安田家歴代は『地下家伝』には源姓とあり、またこれにみえる官途、および『近世朝廷人名要覧』⁽²⁷⁾で確認できる名乗は、本史料群の宛所とは全く異なるもので、別の家である。

(三)「京阪文書」

法制史資料室所蔵「京阪文書」は、主に京阪地域で作成された文書形式の史料からなる史料群である。作成地域やその領主・宛所・年代などに全体としての一貫性はみられず、収集の過程や法制史資料室に収蔵された経緯などは不明である。この史料群から近世朝幕関係関連の史料を選び出し、作成したのが目録二―三である。

内容の上では、一七・一八世紀の証書類が大半を占めた。特に目立った史料としては、梶井門跡の貸長屋の借家証文や、一条家・鷹司家などの摂家、桂宮家・有栖川宮家などの世襲親王家、仁和寺・妙法

院などの門跡などの名を冠した「御貸付所」を宛所とする一九世紀の借金証文が多くみられる。当時の朝廷構成員の、あまり知られていない経済上の一面を示す史料群であるといえる。

特に第86輯の後半は、ほぼ全点が摂家鷹司家の名目金貸付所関連の文書であり、まとまって伝来したものとみられる。借主としては葉室・広橋といった堂上諸家や地下官人たちの名がみえている（このうち一点については後に全文を掲げた）。

おわりに

東京大学に所蔵される資料群は膨大で伝来も多岐にわたり、近世史料のみに限定しても、その全点を一覧化したり、あるいは史料群の原秩序を再構成しその伝来や性格を検討することは、大規模なプロジェクトを必要とする作業である。本稿の作業は、筆者が専門とするテーマに関わる史料のみを抜き出してリストを作成するという比較的単純なものであったが、それでも、当初考えたように東京大学全学を網羅することは困難であり、本稿ではとりあえず、総合図書館・法学部法制史資料室の二箇所について扱うにとどまった。東京大学の他の部局図書館や研究室でも、近世史料を所蔵しているところがあるし、上記の二箇所についても所蔵資料の全貌を理解できたとはいえず、その中に占める割合が決して高くない朝幕関係史料をまだまだ見落としているのではないかと不安は拭えない。本稿では、膨大な東大所蔵資料の、ごく一部をみたに過ぎない。

また史料を選抜する基準についても、作業の進行にあわせて変更を余儀なくされることが多く、できるだけ均質になるよう心がけたもの

の、やや取捨にばらつきが出ているものと思われる。

上記のような限界や問題はあるが、「はじめに」で述べたような状況のもとにあつて、史料の存在を紹介するという、いちおうの目的は達成できたのではないかと考えている。研究の一助としていただければ幸いである。

(付記)

本稿の作成にあつては、東京大学附属図書館情報サービス課 参考調査係および東京大学法学部法制史資料室の担当各位のご協力を得た。また、法制史資料室におけるカード目録検索に際しては、佐藤雄介氏のご協力を得た。

註

- (1) 東京大学OPAC (<https://opac.dlib.u-tokyo.ac.jp/>)
- (2) 編成過程については、岸本英夫「東京大学附属図書館近代化のめざすもの ―その計画と経過―」(『図書館雑誌』五七―二、一九六三) 参照。
- (3) 詳細については、東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史部局史 四』(東京大学、一九八七) 一一二―一三六、一三三―一四〇頁参照。
- (4) 東京帝国大学附属図書館『東京帝国大学和漢図書目録 第五編 法律・政治』(同館、一九四三) 巻頭「凡例」
- (5) 個別の部局の所蔵史料に関する報告としては、例えば島蘭進・磯前順一編『東京帝国大学神道研究室旧蔵書 目録および解説』(東京堂出版、一九九六)、また本紀要に連載中の東京大学文学部

所蔵文書の調査成果などがある。

- (6) 研究動向については煩雑となるのでここでは触れない。山口和夫「近世天皇・朝廷研究の軌跡と課題」(『講座前近代の天皇』5 世界史の中の天皇)、青木書店、一九九五) などを参照されたい。
- (7) 分量としては相当数が確認された。特に総合図書館書庫の分類番号G二六の過半が、有職故実関係の写本類で占められている。
- (8) 柳生四郎「東京大学特殊集書ものがたり」(3) 鷗外文庫」(『日本古書通信』七八一、一九九四)
- (9) 東京大学蔵書データベース(前掲註1)。なお、「別置コレクション」分に関しては、本稿執筆時点で既に検索が可能である。
- (10) 「総合図書館 蔵書数及び図書利用状況」(東京大学附属図書館編『図書館再建50年』、東京大学附属図書館、一九七八、二九頁)
- (11) このため一部史料では表紙・裏表紙の記述が一部隠れている。
- (12) 南葵文庫旧蔵資料の蔵書印に関しては、南葵文庫の図書館員であった平野喜久代の模刻・解説による『蔵書印集成』(本編二・解説、東京大学出版会、一九七四) に主に拠った。南葵文庫以外の蔵書印に関しては、渡辺守邦・島原泰雄編『日本書誌学大系 四 蔵書印提要』(青裳堂書店、一九八五)、国立国会図書館編『同七〇 国立国会図書館蔵書印譜』(同、一九九五)、渡辺守邦・後藤憲二編『同七九 新編蔵書印譜』(同、二〇〇一) によった。
- (13) 柳生四郎「東京大学特殊集書ものがたり」(2) 南葵文庫」(『日本古書通信』七八〇、一九九四)、佐藤賢一「東京大学総合図書館所蔵『南葵文庫』について ―その来歴と今後の展望に向けて―」(『大学図書館紀要』七四、二〇〇五)
- (14) 東京帝国大学附属図書館『東京帝国大学附属図書館復興帖』(同

館、一九三〇)

(15) 『大正人名事典Ⅱ上』(日本図書センター、一九八九)、『昭和人名辞典』(同、一九八七―一九八九)

(16) 東京帝国大学附属図書館『寄贈図書目録 五』(東京帝国大学図書館、一九二四)が、渡部信寄贈図書の目録となっている。なお冊数に関して、『東京帝国大学附属図書館復興帖』は日本文学、歴史関係と書三八五五冊とし、『寄贈図書目録』ではこの数字に加筆修正して三七八四冊とする。

(17) 柳生四郎「東京大学特殊集書ものがたり(5) 青洲文庫」(『日本古書通信』七八三、一九九四)。なお柳生は、青洲文庫の他に渡辺信(青洲)寄贈の「日本文学・歴史関係と書三七八四冊」が存在するとしているが、これは渡部信寄贈分の誤りであろう(前掲註16参照)。

(18) 公家鑑については、平井誠二「公家鑑に関する基礎的考察」(朝野研究会編『人文叢書1 近世朝廷人名要覧』、学習院大学人文科学研究所、二〇〇五)に詳しい。

(19) 同会の活動の中で、この史料群の整理調査に携わったメンバーは、現状記録ファイルに吉田伸之氏以外の名が記されておらず、確定できない。なお同会によるその他の成果としては、吉田伸之解説「大和国吉野郡小路村梅本家文書史料細胞現状記録」(『東京大学日本史学研究室紀要』創刊号、一九九七)、戸森麻衣子解説『武州五日市村文書』史料細胞現状記録(同三、一九九九)が既に発表されている。

(20) この史料群名は同会の調査に際し付されたもので、当該地域の史料を探す上で最も便利である京都府立総合資料館歴史資料課

「京都府域関係古文書所在情報の一整理 近世領主並びに近世村町別閲覧可能関連文書一覧 山城編(2)」(『資料館紀要』三〇、二〇〇二)に既に用いられているが、後述の理由から妥当性を欠くと考え、本稿では節題のように呼称する。

(21) 大賀妙子校訂・編集、小玉正任監修、新人物往来社、一九九三
(22) 木村礎校訂、竹内理三監修『日本史料選書 旧高旧領取調帳 近畿篇』(近藤出版社、一九七五)

(23) 史料編纂所所蔵、謄写本(鈴木真年原蔵)

(24) 『地下家傳』(三上景文著、正宗敦夫編・校訂、自治日報社、一九六八)をみると、信吉は姓荷田、称安田(初羽倉)、元和九年為非藏人、寛文三(一六六三)年為上北面・叙従五位下・任攝津守とある。安田家を称したのは彼が初代かと思われる。

(25) 東京大学史料編纂所編『大日本近世史料 広橋兼胤公武御用日記』第一卷(東京大学出版会、一九九〇)九二頁、寛延三(一七五〇)年九月二八日条に名がみえる。

(26) 京都市編『史料京都の歴史 第3巻 政治・行政』(平凡社、一九七九)巻末。山口(泰)家文書「享保一四年 山城国高八郡村名帳」を底本とし、校訂したもの。

(27) 前掲註(18) 参照。

附：史料紹介と解説

以下では、本稿で掲げた目録から、特徴的な史料を数点抜粋して簡単に紹介する。目録に挙げた史料群の性格理解の一助としていただきたい。

〔目録一 G二七―二九九〕（一部抜粋）

乍恐御嘆願奉申上候

一、此度御造営御用ニ付、私共御召出、木挽方御用被仰付、恐入難有、日々御場所へ相詰御用相勤、冥加至極難有仕合奉存候、尤此節私共仲ヶ間木挽凡八拾人斗、東山院様御場所ニ而相勤罷在候処、御材木無数ニ付、京地并大坂木挽方相残り勤メ可申、御同所へ出勤仕居候右八拾人斗之木挽共者一先ツ婦村仕可然趣、京地世話役之衆被申之候へ共、元来私共儀ハ百姓作間之職人ニ而、毛附時ニも相成候ハ、銘々出京難洪申立、人数出兼可申哉、私共之内遠方も有之、上京往色失却も多相懸り候に付、此節御用勤済ニも相成様仕度心底ニ御座候処、右体只今婦村仕、又々御材木多入込、私共仲ヶ間御召出ニ相成候節、自然毛附時ニも至り候ハ、前段奉申上候通、若人数出兼候様之義等御座候而ハ誠以奉恐入候間、可相成御義ニ御座候ハ、右御場所ニ罷在候京地并大坂木挽方之分、毛附時為御手当引退候様被仰付、私共儀ハ引続御用被仰付被下置候様仕度、乍恐此段御嘆願奉申上候、自然其儀も相叶不申儀ニ御座候ハ、毛附時相済候迄之処御用捨被成下候様仕度奉存

候、何卒格別之御憐憫ヲ以、右之趣被為聞召届、乍恐御賢慮被成下候ハ、難有奉存候、以上

安政二卯年二月廿二日

城州木挽 木津組／美濃山組／上津屋組／五ヶ庄組／

和泉向寄

右役前惣代 与頭

由兵衛

代兼和泉向寄年寄 嘉左衛門

和州木挽 須山組／同組東方／同組南方／畑組

役前惣代 須山組東方 与頭 利八

畑組 与頭 善七

泉州木挽 上之郷組／同中村向寄／西組／南組／山方

組

役前惣代 上之郷組 与頭 安右衛門

山方組 与頭 藤兵衛

中井様御役所

文中の「東山院様御場所」は、東山上皇の御所があった、禁裏御所の南側の空間をさすとみられる。

「御所御造営木挽仲間願書并諸記録」は近世の豎冊三〇冊からなる一件史料である。その全体を紹介することはできないので、そのうち「安政二乙卯年正月・和州須山組与頭六兵衛 願書並六ヶ国旧書写」と題する冊の冒頭に収められている文書一点のみを挙げた。城・和・泉三洲の木挽仲間が大工頭中井家に提出した願書で、自分たちは「農間の職人」であるとの理由で、農繁期を念頭において勤役期間について再考を求める内容である。同じ冊の後ろに収められている願書類で

は、この史料と同じ顔ぶれを含む差出に「六ヶ国田舎木挽」と肩書がついており、この史料の中においても、彼らと「京地并大坂木挽」が分けて扱われている。

「御所御造営木挽仲間願書并諸記録」は全冊に「昭和六十年七月八日 徳川宗敬」との寄贈印があり、東京大学農学部で林政史の非常勤講師をつとめた徳川宗敬の寄贈書であることがわかる。²⁸⁾ なおこの寄贈印のほか、寄贈前のものとみられる整理印、「徳川」との丸印も押されている。安政度の御所造営に際して木挽仲間が作成し大工頭中井家に提出した願書や帳面の写しからなっており、安政度造営における木挽の動員のあり方を具体的に示す興味深い史料群である。

〔目録二―一 A―六九〕

(端裏) 「延享五辰七月養水出入願書」

乍恐奉願口上書

一、下鴨郷田地養水之儀者、賀茂川筋二井関を立、小山郷下鴨郷等分之水分け仕候而、御所様御用常水之儀者小山郷より相勤申、此外五郷ハ被除候て、濁水之節者六郷御下水と被為仰出、上賀茂支配被致、是迄相守申候処、此度下鴨井出之水沓分通り 御用常水ニ下ケ候様被為 仰付候、然者下鴨早損之場所御座候処、右之通ニ相成候而者弥以立毛早損可仕哉と歎ケ敷奉存候ニ付、乍恐御断申上候、此上御了簡も御座候者、何とぞ御慈悲ニ御沙汰被遊被下候様奉願上候、以上

下鴨村庄屋

茂右衛門印

延享五年辰七月

安田武蔵様

〔目録二―一 A―八三〕

(端裏) 「寛延辰七月養水出入願書」

乍恐奉願口上書

一、先達而御願申上候下鴨田地養水之内沓分通り 御用常水ニ差上ケ候様、上賀茂社中被申渡候ニ付、奉畏候得共、郷方難儀仕候故、御本所様方江書付を以御断申上候処ニ、御本所様之内ニ 御所御役人中様江御聞合被下候処、御役人中様より被 仰出候儀曾而無之候段被 仰聞被下候ニ付、賀茂社中之心得ニ而被申候儀与奉存、右之様子社中江相届ケ候得者、了簡違有之候様申成シ、沓分通り相止ミ、元のことく水わけ仕、相済申候処、又当十一日賀茂社中へ私共呼寄、被申候ハ、六郷 御用水者蒙 御赦免候得共、桜町御所様ニ御田有之候得者、川筋井出々より少々宛心得之水下り候様被 仰出候趣被申渡、下鴨井出ニ而又沓分通之分水被引、迷惑仕候、此儀相伺ひ申候、御所御役人中様より被 仰出候儀与ハ不存候得共、賀茂社中 御上江御奉公ニなぞらへ、前ニ存知立之沓分通りと奉推察候、此節段々旱水ニ而、下鴨田地殊之外難儀仕候ニ付、又々御願申上候、右之段被為 聞召分、百姓共相歎キ難儀至極仕候、御憐愍を以右心得之水御赦免被 成下候様、乍恐 御所御役人中様江御願被下候者難有可奉存候、以上

下鴨村庄屋

茂右衛門印

寛延元年辰七月

安田武藏様

この二点はいずれも「非藏人安田家他京都近郊所領関係文書」中のもので、形式は状、ともに二紙が貼継がれている。A八三の内容はA六九の提出とその後の展開を踏まえており、ともに安田家に提出された正文とみられる。二点の端裏は同筆で、おそらくは安田家において整理のために書き込まれたのであろう。

文中の「六郷」は大宮郷・大野郷・小山郷・柘野郷・上賀茂村・下鴨村。「御所」は禁裏御所。「桜町御所」は仙洞御所。宛所の安田武藏は安田親教をさす。

内容的には、御所への用水を供出するようにとの領主賀茂社の指図に関してその免除を下鴨村が別の領主安田家に願い出ているものであり、この地域に多くみられる水論関係の史料であるが、水はけの悪い地域に存在している御所の水利と周辺農村の關係がうかがわれ、上賀茂社が用水に関して指図をする際に庭園に田をもつ院御所の水利が理由として言及されていること、さらに下鴨村側の領主の一人に過ぎない安田武藏が単独の宛所となっており、非藏人である彼をつうじて村側が御所の役人に働きかけ、上賀茂社の翻意を促すに至るような回路となっていることなどが注目される。

なお目録二―二で挙げた中でほかに水論と御所に関連するものとして、宝暦年間に小山郷が御所役人と称するものを仕立て、「御所日次」を論拠に新たな引水の割合を強要した、との訴えに関連する史料三点がある（A三三、A六五、A七九）。

〔目録二―三 八六一―五三〕

一札

一、此度当家務向其外無拋要用之儀ニ付、從 鷹司様御貸附銀子借用被致候間、右為返納方来辰十月より年々五月・十月毎当家二方之方領米之内右一ヶ度ニ式拾石宛年別両度都合四拾石、右御貸附所より断被申出候迄幾年ニ而茂、於二条 御藏応ニ直キニ相渡可申様約定被致候間、当家より御米請取印形持參之者如何体之儀申立候共、聊無御弁前文之通御取斗被成下度候、尤前書之通被相渡候共、務向之差支ニ者決而相成不申候間、此段御頼被申入候、自然印形之銘々退役致候ハ、後役之者江申次、聊異変申間敷候、為後日御頼被申入候一札依而如件

安政三年辰六月

葉室殿

役所[㊦]

宗岡式部大丞[㊦]

渡部民部[㊦]

山口左衛門[㊦]

年々御方領米請取方催

御両家御役中

前文之通相違無之候、尤当家より御米請取印形持參之者理不尽之儀申立候節者、鷹司様御貸附役人并支配人高嶋五兵衛より此一札を以 御両家御役[■]（虫損）江掛合被申候ハ、早速前文之通御取斗御渡可被成候様、御頼被申入候、為念與書如件、

(裏)「表書之通相違無之候者也 葉(花押)」

「京阪文書」中の文書である。やや虫損が激しい。実印、花押があり、正文とみられる。

文中の「方領米」は当主以外で御所の番をつとめる公家に幕府から給される米⁽³³⁾。「二条御藏」は二条城の米藏のことである。

堂上公家の葉室家⁽³⁴⁾が、方領米による返済を条件として、鷹司家の「貸付所」から借金をし、方領米が給付される二条藏において受け渡し⁽³⁵⁾が滞りなく行われるよう、受取の差配担当へ依頼する内容である。奥書の記述から、実際には鷹司家貸付所に渡された文書であることが

わかる。また同じ「京阪文書」八六輯六七番に、西四辻家・四辻家差出のほぼ同文面の文書があり、鷹司家から堂上公家が方領米を担保に借金をする際に作成された定型的な文書の一つであったとみられる。

方領米の受取書類をもつ堂上公家の家臣の主張によらず貸付所の権利が優先することが強調されており、二条城の藏において米の引渡しをめぐって揉め事がしばしば起こったことをうかがわせる。

前述したように「京阪文書」八六輯の後半はほとんど全点が鷹司家名目金貸付所関連の文書であり、たとえば地下官人が担保として年間に給付をうける下行米を書上げ、同役の地下官人が保証人となっている史料なども存在する(「京阪文書」八六輯二八番)。撰家と朝廷構成員の間に経済的にも深いつながりが存在したことをうかがわせる、興味深い史料群であるといえる。

注

(28) 東京大学付属図書館整理課編『水戸徳川家林制資料目録』(同館、

一九八六)「まえがき」。当該史料は三七頁に所載。

(29) この年の桜町院の讓位にともない開設された仙洞御所。文中にある田は現在は「御田跡」と称されている。

(30) このときは禁裏の非藏人であったとみられる(史料編纂所藏「兼胤記」議奏御用部、延享四年三月二十九日条)

(31) 上賀茂社による賀茂川の水支配については、橋本政宣「賀茂別雷神社と賀茂川」(大山喬平監修、石川登志雄他篇『上賀茂のもり・やしろ・まつり』、恩文閣、二〇〇六)に詳しい。

(32) 執次詰所日記、番衆所日記といった御所の公日記を指すのであろう。

(33) 詳細は上野秀治「近世堂上の方領について」(『日本歴史』四六七、一九八七)参照。

(34) 勧修寺流の旧家、名家。家領一八三石。当時の当主は正二位前権大納言顕孝(六一才)。

(35) 武家伝奏両名の家中と思われる。

(凡例)

・目録一、二―一、二―三は筆者が作成した。目録二―二は、東京大学日本史学研究室「近世文書を読む会」が作成した史料細胞現状記録を筆者が校訂・入力したものである。

・各目録の収録範囲は下記の通りである。

目録一 …… 東京大学総合図書館書庫

目録二―一 …… 東京大学法学部法制史資料室・カード目録所蔵分

目録二―二 …… 東京大学法学部法制史資料室「非蔵人安田家他京都近郊所領関係文書」など、「近世文書を読む会」調査分

査分

目録二―三 …… 法学部法制史資料室「京阪文書」

・目録一、二―一、二―三で用いた史料番号は、各収蔵機関で付されている番号である。目録二―二の番号は、「近世文書を読む会」が現状記録調査に際し付した番号である。

・「表題」欄は、東京大学において既に登録された資料名が存在する場合（主に冊子体）にはこれを示し、その中で注記事項は（へ）で採録し、原史料の表題と注目すべき相違が認められる場合には「備考」欄に註記した。登録された資料名が存在しない場合（主に文書類）には、原則として原史料の表記通りとし、表題を欠くものについては（へ）内に形態・内容による「表題」を示し、適宜「」で書出しを補った。また表題のみでは内容がまったく不明である場合は、（ ）で内容のメモを記した。

・「形態」欄には、豎（冊）、横（冊）、状、鋪などの概要を記した。特に注意が必要な場合には「備考」欄に註記した。

・「年代」欄には原則として作成年代を示し、書写・校訂などの年代

はその旨を（ ）で補記して示した。

・「作成」欄は史料の作成者・差出人を示し、宛所は「↓」の下に記した。また書写者などについてはその旨を（ ）で補記して示した。判読不明箇所は「」で、推定部分は（カ）で示した。

・目録一で、複数の史料を合冊して製本してある場合には1冊（4冊合冊）のように示した。

・目録二―三で、一紙に複数の文書が写されている場合には、各々に枝番を付して別行として採録し、「備考」欄にその旨を注記して、枝番2以降の数量欄を空白とした。

・目録一には特に「蔵書印」欄を設けた。略表記の示す印記は下記のとおりである。（以下音読五十音順）

阿：「阿波国文庫」（徳島藩蜂須賀家）

引：「引馬文庫」

温：「温故堂文庫」（和学講談所）

花：「花洒家文庫」（堀直格）

海：「海保先生直所書録」（海保青陵）

外贈：寄贈印、外山高一氏（帝大図書館）

塙：「塙忠宝図書印」（塙忠宝）

敢：「不敢許出家門」

堀：「堀田文庫」（堀田正敦）

結：「結城家蔵」

兼：「兼山堂」

古：「古本齋」

公：「公事」（勾玉形）

好：「好問堂」（山崎美成）

- 山：「山名氏藏書」
- 只：「只誠藏」（関根只誠）
- 昭：「昭曠」（阿波藩医加川元厚力）
- 松贈：寄贈印、松平直亮氏（帝大図書館）
- 新：「新宮城所藏」（水野忠史）
- 青：「青洲文庫」（渡辺信）
- 足：「足利文庫」
- 調：調査印、大木文庫藏書（明治三一）
- 田贈：寄贈印、田中美津夫氏（帝大図書館）
- 渡下：「下埜国渡部氏藏書印」（渡部邁）
- 渡贈：寄贈印、渡部信氏（帝大図書館）
- 渡珍：「渡部文庫珍藏書印」（渡部信、舟形）
- 渡文：「渡部文庫」（渡部信）
- 藤：「藤垣内印」（本居大平）
- 東学：「東京大学法理文学部書庫所藏」
- 東丸：「東京帝国大学図書印」（丸形）
- 東図：「東京大学図書館」
- 東大：「東京帝国大学図書印」（方形、大）
- 東長：「東京帝国大学図書」（長方形）
- 東附：「東京帝国大学附属図書館」
- 徳：徳川（徳川宗敬）
- 徳贈：寄贈印、徳川宗敬氏（帝大図書館）
- 内：「内藤家藏」
- 南：「南葵文庫」
- 南旧：「旧和歌山徳川氏藏」（南葵文庫）
- 南購：購入印（南葵文庫）
- 南高：寄贈印、高橋渡氏（南葵文庫）
- 南三：寄贈印、三浦安氏（南葵文庫）
- 南山：寄贈印、山井良氏（南葵文庫）
- 日：「日記」（丸形）
- 忍：「不忍文庫」（屋代弘賢）
- 坂：「坂田文庫」（坂田諸遠）
- 阪：「阪田文庫」（坂田諸遠）
- 福：「福田文庫」（福田敬同）
- 平：「平氏文庫」
- 墨：「墨阪十一代主写藏記」（堀直格）
- 本：「本居藏書」（本居内遠）
- 矢：「矢島文庫」
- 有：「有住文庫」
- 陽：「陽春廬記」（小中村清矩）
- 和：「和学講談所」

目録一(総合図書館)

番号	表題	年代	作成	蔵書印	形態	数量	備考
G26 33	禁中恒例年中行事	天明6年4月	〈御附水原氏〉撰 津守源保明	東六、渡贈、渡珍	縦	1冊	原史料表紙に「富士屋所蔵」とあり／奥書に所司代戸田寛忠の所望により記すとあり
G26 40	当家折紙目錄秘書 全		(高家カ)	東六、青	縦	1冊	原史料表紙に朱書「松岡辰方旧蔵本」
G26 146	〈慶応三年正月九日〉踐昨次第			東六、渡贈	縦	1冊	
G26 155	後水尾院年中行事	天和(書写)	左儀射基熙(書写)	東六、渡贈、渡珍	縦	1冊	原史料表紙に「校正本」と朱筆あり
G26 157	聚楽行幸記	天正16年5月	後賜成天皇／梅庵由巳・法印長謂(清書)	東六、渡贈、渡珍	縦	1冊	
G26 174	〈後水尾院制作〉御うふや巳下の次第			東六、渡贈	縦	1冊	
G26 183	禁裏御造宮記 全	寛政7年(書写)	源正邦(書写)	東六、渡珍、不明1 (銀香葉形)	縦	1冊	
G26 319	御遷幸御行粧絵図			東六、渡贈、渡珍	縦	1冊	刷物
G26 321	大嘗会月猿記 全	元文3年	吉田理喬	東六、渡贈、渡珍、阿	縦	1冊	
G26 335	〈文化十三年丙子夏〉御転任御兼任次第 全	文化13年4月2日		東六、南、陽、温、内	縦	1冊	
G26 343	〈鷹司左大臣房輔公〉撰政宣下次第 全		権中納言藤原(花押)	東六、南、陽、不明1	縦	1冊	
G26 344	〈享保十七年壬子年四月七日〉曲水宴詩歌并私記 全	享保17年4月7日		東六、南、陽、和、堀	縦	1冊	
G26 367	禁中略年中行事 全			東六、南、陽、和、内、不明1(瓢箪形)	縦	1冊	
G26 375	〈正親町院・後陽成院〉御即位略次第并具物之事 全			東六、南、陽、和、温	縦	1冊	
G26 376	〈女御〉夙子准后宣下一会 全			東六、南、陽、	縦	1冊	

番号	表題	年代	作成	蔵書印	形態	数量	備考
G26 377	〈文政七年〉任大臣小除目任人交名・任大臣宣下小除目次第 全		結城／丹波守藤原秀雅 (書写)	東大、南、陽、温、結	豎	1冊	
G26 378	〈嘉永五年〉女一宮親王宣下一会 全			東大、南、陽、温	豎	1冊	
G26 394	禁中圖 (寛政度力)			東大、南、南田	鋪	1秩 (1冊)	
G26 399	大嘗会図式	文政12年8月5日 (書写)	羽倉在満 (草稿) / 彦麻呂 (書写)	東大、南、南藤	豎	1冊	
G26 404	寛政遷幸大礼記	寛政3	源宜謙	東大、南、南藤、不明1	豎	1冊	
G26 406	御上洛記	文久2年		東大、南、南藤、坂	豎	1冊 (3冊合冊)	
G26 439	賀茂下上杜行幸列	文久3年		東大、南、陽、	豎	1冊	
G26 483	御転任御任権位宣	文政5年2月6日		東大、南、陽、内	豎	1秩 (1冊)	
G26 485	修学院行幸供奉色目	文政8年10月23日		東大、南、陽、	豎	1秩 (1冊)	
G26 486	親王御元服次第	寛永20年9月27日	撰政 (作進、二条康道)	東大、南、陽、	豎	1秩 (1冊)	
G26 488	將軍宣下并寺社年頭式			東大、南、陽、不明7	豎	1秩 (1冊)	原史料表紙朱加筆「叢花録八」
G26 696	中御門天皇立太子次第・東山天后立后次第	宝永5年2月	関白 (作進)	東大、南、南藤、堀	豎	1冊	
G26 699	禁裏附百ヶ条			東大、南、南藤、坂、阪	豎	1冊	
G26 710	〈文化八年〉東宮御元服式 (仁孝天皇)	文化8年3月	平 (花押)	東大、南、南藤、阪	豎	1冊	
G26 722	豊明節会式	8月22日 (仰出)		東大、南、南藤、坂	豎	1冊	
G26 725	伝奏次第 他二部			東大、南、南藤、坂、阪	豎	1冊	原史料外題「伝奏次第・將軍宣下宣旨次第・宣旨御位記」
G26 792	御転任次第			東大、南、南藤	豎	1冊	

番号	表題	年代	作成	蔵書印	形態	数量	備考
G26 809	禁中恒例年中行事	天明6年6月/弘化2年11月14日 (書写)	(内御附水原氏) 撰津守源保明/坂田諸遠 (書写)	東大、南、南藤、阪	縦	1冊	G26-33を見よ
G26 815	年中御下行記			東大、南、南藤	縦	1冊	
G26 816	後水尾院年中行事	天和元(書写) / 寛政元年3月6日 (書写)	左儀射基熙(書写) / 伊木常典(書写)	東大、南、南藤、坂、引、公、日	縦	1冊	
G26 877	寛政御造宮図記			東大、南、山、調、不明1	縦	1冊	
G26 926	中御門天皇 御即位見分秘記	宝永7年11月/元文2年4月21日 (書写) / 嘉永7年5月(書写)	神祇道学頭平興胤 / 伊勢平貞丈(書写) / 大橋家藏(書写)	東大、南、南藤	縦	1秩(1冊)	
G26 929	御転任御兼任御元服御官位之記	寛保元年8月		東大、南、南旧	縦	1冊	
G26 933	〈後水尾天皇〉二条行幸御行列略記	寛永3年9月		東大、南、南三	縦	1冊	
G26 978	明和元年大嘗会辰巳日節会図			東大、東長「4」	鋪	1秩(1枚)	
G26 979	元文三年大嘗会木造始図	元文3年9月2日		東大、東長「2」	鋪	1秩(1枚)	
G26 980	明和元年十一月八日大嘗祭之式 全			東長「5」、東丸	鋪	1秩(1枚)	
G26 981	嘉永度大嘗宮			東長「10」、東丸	鋪	1秩(1枚)	
G26 982	宝暦13年改御即位御道具寸法覚			東大、東長「23」	縦	1秩(1冊)	
G26 983	嘉永度節会 全			東長「17」、東丸	鋪	1秩(1枚)	
G26 984	(天明七年) 大嘗会三社奉幣神祇図	天明7年11月5日		東長「24」、東丸	鋪	1秩(1枚)	
G26 985	御即位万歳本紙之図			東長「21」、東丸	鋪	1秩(1枚)	
G26 986	元文三年神殿之図 (悠紀殿・主基殿)			東長「14」、東丸	鋪	1秩(1枚)	

番号	表題	年代	作成	蔵書印	形態	数量	備考
G26	987 御即位図 全	(年代不明)		東長「8」、東丸	鋪	1秩(1枚)	
G26	988 御即位之図 全			東長「11」、東丸	鋪(包 紙入)	1秩(1枚)	
G26	989 貞享年中諸図(平面図：荒見川祇・国郡卜定・奉幣・大嘗宮殿)		狛古	東長「3」、東丸	鋪(包 紙入)	1秩(4枚)	
G26	990 元文三年洛西葛野郡紙屋川筋高橋辺図 全		平野社家→庭田頭 中将	東長「25」、東丸	鋪	1秩(1枚)	写
G26	992 御即位図			東六、東長「30」	鋪	1秩(1枚)	
G26	993 貞享四年大嘗会図 全(荒見川祇・国郡卜定・大嘗宮殿(ほか))	元文3年(書写)		東長「1」、東丸	鋪(包 紙入)	1秩(6枚)	
G26	994 <天明七年>大嘗会鋪設之図			東長「18」、東丸	鋪(包 紙入)	1秩(1枚)	原史料題「大嘗会庭上図」
G26	995 大嘗会図 寛延元年 全	寛延元年11月17日		東六、東長「15」	鋪	1秩(1枚)	
G26	997 御即位図 <官庁> 全	(年代不明)		東六、東長「9」、東丸	鋪(包 紙入)	1秩(1枚)	
G26	998 御即位之図 <寛永二十年十月二十一日> 全			東長「27」、東丸	鋪	1秩(1枚)	
G27	23 皇一件並薩長外夷炮戦 全			東六、矢、不明1	堅	1冊	
G27	62 蘭齋新聞 全(開書集)			東六、田贈、敢、平	堅	1冊	文政11年京都地震記を含む
G27	66 <元和亥年>上洛行列記 全	元和9		東六、渡珍、渡贈、好	堅	1冊	
G27	141 備忘 万延元年八月ヨリ			東六、渡贈、東長	冊	1冊	切紙を綴じてある
G27	144 諸留<弘化二年五月一日ヨリ>			東六、渡贈、東長	横	1秩(2冊)	
G27	165 <承応二年>中御門大納言宣順御記 全			東六、温、和、渡珍、渡贈	堅	1冊	
G27	166 <慶応四年三月廿一日>御親征行幸侍中雜誌 全	慶応4年3月		東六、渡贈	堅	1冊	

番号	表題	年代	作成	蔵書印	形態	数量	備考
G27 175	両将軍家御上洛之次第	寛永2年／安永9年6月(書写)		東大、渡珍	縦	1冊	
G27 265	後光明天皇慶安四年朝覲行幸記	慶安4年		東大、南、陽、	縦	1冊	
G27 270	廻文留＜冷泉家＞ 全	慶応4年7～12月		東大、渡贈	縦	1冊	
G27 271	＜封付＞廻文留 全			東大、渡贈	横	1秩(1冊)	
G27 283	五月十一日議奏衆より番頭を以て御沙汰候条文	文久2年5月		東大、渡贈、渡下	縦	1冊	
G27 285	宸翰写	文久4年1月／元治元(書写)		東大、	縦	1冊	
G27 288	＜安政五年＞各公卿建白書	安政5年1月		東大、渡下	縦	1冊	
G27 296	延宝六年日記 全	延宝6年		東大、南、陽、	縦	1冊	
G27 306	禁中様日記 全	1月1日～臘月晦日		東大、南、陽、木、藤	縦	1冊	かな書
G27 309	文久三癸亥年雜書＜一月～九月＞	文久3年1～9月		東大、	縦	1冊	
G27 311	文久三新聞集初編・弐編			東大、南、南勝	縦	2冊(4冊合冊)	原本目録題「文久新聞志」
G27 313	関白宣下記 全	享保7年1月		東大、南、陽、新	縦	1冊	
G27 314	寛永記 全(親王元服～讓位別記)	寛永20年		二条康道	縦	1秩(2冊)	乾・坤
G27 317	燃犀逸史 全			山崎貞成	縦	1冊	
G27 320	新廬面命	元禄甲申3月	保井春海門人某	東大、南、陽、忍、阿	縦	1冊	
G27 327	慶長日記 全	慶長10年～慶長20年		東大、南、陽、福	縦	1冊(2冊合冊)	第一～第二
G27 330	太田和泉守寛書 全	慶長15年2月2日／寛政8年2月(書写)	太田和泉守／橋保己一(書写)	東大、南、陽、和	縦	1冊	かな書／奥書に84才とあり／所司代か？

番号	表題	年代	作成	蔵書印	形態	数量	備考
G27	331 豊国大明神臨時御祭礼記録 全			東大、南、陽、温	豎	1冊	
G27	332 御上洛記 全	寛永11年	道春(参内記草案)	東大、南、陽、花、墨	豎	1冊	原本外題「<寛永>御上洛記・御参内記」
G27	340 珍話集録書<文政度五冊之内一>	文政元~3年		東大、足、只、古	豎	1冊	奥に「和田直重蔵書」とあり ／御所関係を含む
G27	360 御大札函	文化14年9月	縫殿頭大伴積興／ 孟卿斎養之(書写)	東大、松贈	鋪	1秩(1枚)	
G27	381 外記日記類纂			東大、南、陽、	豎	1冊	
G27	385 陸士日記			東大、南、南贈	豎	1冊	原本外題「<明和・安永・天明・寛政>諸勤控」／秋月藩
G27	394 正保記(徳川家綱元服等別記)	正保2年卯月23日 ／承応4年3月22日(書写)	民部卿法印林道春(伝)	東大、南、不明1、南贈	豎	1冊	
G27	433 宝永年間諸覚 全		太平堂(書写)	東大、南、坂、兼、南贈、不明2	豎	1秩(1冊)	
G27	455 二条御城書留	寛政10(書写)／ 文化14(書写)／ 文化15(書写)		東大、南、南贈	豎	1冊	写本
G27	487 天明炎上之記		町尻三位量原卿	東大、南、陽、福、昭、不明1	豎	1冊	原史料内題「天明炎上記文」
G27	488 小夜の問書			東大、南、陽、不明2	豎	1冊	
G27	692 <後水尾天皇>二条行幸記	寛永2年／安政2年(書写)	勝膳(付録記者)	東大、南、有、南山	豎	1冊	原史料内題「<寛永年中>二条行幸記」／末尾に寛永三年九月七日歌会歌集を付記
G27	734 愚記 元和二、四年<焼舜記>	元和2・4年		東大、東函、東学、不明1	豎	1秩(2冊)	

番号	表題	年代	作成	蔵書印	形態	数量	備考
G27	743 京都騒動後新聞 慶応四年			東大、南、	縦	7冊	
G27	753 安政三丙辰日記 全	安政3年4-12月	若王子殿役所	東大、東図	縦	1秩(3冊)	夏秋冬
G27	754 叩尻日記 安政三	安政3年	正三位太宰大式藤原	東大、東図	縦	1冊(2冊合冊)	原史料表紙に各「日記」「廻文扣・番頭触扣」とあり
G27	759 茂々志幾	寛政2年8月/文化8年(書写)	柴邦彦/秋里籬鳥(書写)	東大、東附	縦	1冊(2冊合冊)	上下/原史料下巻内題「御造管記」
G27	772 都ふみ			東大、不明1	縦	1秩(1冊)	
G27	777 <孝明天皇>今上皇帝聖諭及付録	文久2年 閏8月(書写)	源元起薫林(書写)	東大、南、海、不明1	縦	1冊	
G27	778 散状			東大、南、不明1	状	1秩(3枚)	切紙四折
G27	787 記聞 (明治維新)			東大、南、不明1	縦	1冊	
G27	791 徳川家斉薨去之時宣命	天保12年2月17日		東大、南、高橋、南高	状	1秩(1枚)	
G27	803 京町奉行所書留	寛文~元禄		東大、不明1 (抹消)	縦	1冊	
G27	809 慶府へ勅使次第 その他	元和~寛永		東大、不明1	縦	1秩(1冊)	
G27	826 天明以後御書付留	天明・寛政	景保	東大、外贈、不明1	縦	1秩(1冊)	原史料内題「白川候御書付写」
G27	827 文久新聞志			東大、外贈	縦	2冊(11冊)	
G27	840 深秘街説	安政5年/慶応3(補写)		東大、外贈	縦	1秩(5冊)	
G27	1299 御所造宮木挽仲間願書并諸記録			東大、徳贈、徳	縦	1秩(30冊)	別置棚にあり
G28	16 禁中色分絵図 全			東大、松贈、東長	鋪	1秩(1枚)	
G28	27 山陵図			東大、南、坂、南贈	折本	1秩(1冊)	

番号	表題	年代	作成	蔵書印	形態	数量	備考
G29 431	小夜閒書	寛政13 (書写)	虚説／桂花堂 (書写)	東大、南勝	縦	1冊	
G29 562	尊号延議	文政10 (書写) / 天保2 (書写) / 天保3 (書写) / 弘化3年4月3日 (書写)		東大、南、阪、南勝	縦	1秩 (1冊)	原史料内題「尊号議」
G29 563	内裏炎上年代記	天徳～明和		東大、南、南勝、不明 1	縦	1秩 (1冊)	
G29 567	中山厩相東下記	安政3年5月 (書写)	金子氏 (書写)	東大、南、	縦	1冊	
G29 612	寛永行幸記 全			東大、南、南勝	縦	1冊	

目録二——(法学部法制史資料室・カー卜目録存在分)

番号	表題	年代	作成	形態	数量	備考
甲2 7	新刊増補 雲上明鑑	文化15、文政2、天保2・4・6・7・9、安政5・6、万延元、慶応元年	出雲寺和泉掾、蓮城堂 <small>(はか)</small>	竪	22冊(11部)	版本
甲2 146	公家衆盃事之式			鋪	1鋪	
甲2 151	雑掌江逢候節之図			鋪	1鋪	題箋「但長屋居小屋二相成候節之振合」
甲2 192	雲上明鑑大全	天保12年、安政6年、嘉永3年、嘉永4年、万延元年、元治元年、慶応2年、慶応3年	山城屋佐兵衛 <small>(はか)</small> ／竹原好兵衛(嘉永3・4)	竪	18冊(9部)	版本
甲2 203	御上洛御用掛 供奉役人附	文久2	御書物師出雲寺万次郎	竪	1冊	版本
甲2 253	私孝記(堂上諸家取立・石高等)	享保11年9月(改)		竪	1冊	
甲2 299	雲上便覧大全 増補改正	慶応3(2本)・4年	六条御殿御藏板弘通所	竪	3冊	版本
甲2 356	御即位二付使者道筋図	享保20年		鋪	1鋪	
甲2 623	武家官位抄			竪	4冊	
甲2 763	御上洛御用掛	文久2年	須原屋茂兵衛	竪	1冊	版本
甲2 803	京都御役鑑	慶応4年	石田治兵衛	竪	1冊	版本
甲2 807	公武有司集覽		御書物師出雲寺万次郎	竪	1冊	版本
甲2 1005	京都御式目	寛永6年10月18日／明暦2年1月	永田長兵衛(開板)	竪	2冊	版本
甲2 1018	京御所司代中御先手者頭勳方并御広間表取次勤心得書			竪	1冊	
甲2 1019	京都見廻役記録			竪	1冊	
甲2 1292	禁裏御造宮記	寛政元		竪	1冊	
甲2 1340	二条在番登前留下帳 上	文化3年3月		竪	1冊	

番号	表題	年代	作成	形態	数量	備考
甲 2 1502	堂上服忌令	昭和10 (写)		竪	1冊	帝室図書本の副本
甲 2 2058	禁裏百ヶ条			竪	1冊	異紙柱書「宮内省」
甲 2 2134	五条殿御領・等持院御領取扱方手控	天保4年11月	菅忠次郎	竪	1冊	
甲 2 2138	京都所司代・京都町奉行京古町記録			竪	1冊	
甲 2 2449	宣命写	元禄9年8月21日他		竪	2冊	
甲 2 2477	京都御警衛詰手控	文久4		竪	1冊	
甲 2 2482	陰陽家公用控	午年	取締役中里对馬正	竪	1冊	
甲 2 2529	北面武士諸役留(新清和門院北面勤務日記・願書留・別記・家例ほか)	文政一弘化	藤本昭直	竪	9冊	写本
甲 2 2744	御即位次第	享保20年11月3日		竪	1冊	
甲 2 2770	御上洛手続書	文久2年4月～3年6月	下古京八組上長組	竪	1冊	
甲 2 2828	公卿補任系図	慶長～文化		竪	2冊	
甲 2 3320	大嘗会下行帳	元文3年		竪	1冊	表紙付箋「九条家蔵本」、近代付箋「高橋宗直自筆」
甲 2 3498	万世雲上明鑑	享保18年	出雲寺和泉掾	竪	1冊	版本、目録題「新改正御公家鑑」
甲 2 3499	万世雲上明鑑 乾・坤	安永10年	出雲寺和泉掾	竪	2冊	版本、目録題「新改正御公家鑑」
甲 2 3500	袖中雲上便覧	嘉永5年	山城屋佐兵衛ほか	竪	1冊	版本
甲 2 3501	雲上明鑑大全 上・下	嘉永6年	竹原好兵衛(製本)	竪	2冊	版本
甲 2 3502	雲上明鑑大全 上・下	安政6年	山城屋佐兵衛ほか	竪	2冊	版本
甲 2 3503	雲上明鑑大全 上・下	文久3年	山城屋佐兵衛ほか	竪	合1冊	版本
甲 2 3504	雲上便覧大全	慶応3年	六条御殿御蔵板虫通所	竪	1冊	版本
甲 2 3505	雲上示正鑑 乾・坤	明治元年	如意觀壽昭(誌)	竪	2冊	版本

番号	表題	年代	作成	形態	数量	備考
甲 2	3506 雲中雲上抜粹	慶応 2 年	三笠戸殿 (藏版)	竪	1 冊	版本
甲 2	3526 御上洛御用掛	元治元年	須原屋茂兵衛	横	1 冊	
甲 2	3527 御上洛御用掛	文久 2 年	須原屋茂兵衛	横	1 冊	
甲 2	3528 文久行幸記	文久 3	岡田屋嘉七 <small>(ほか)</small>	竪	1 冊	
甲 2	3680 京都所司代与力文書		(岡田家)	竪	24冊	
甲 2	3706 二条城御在番留	天保 6～14年		竪	6 冊	写本
甲 2	3808 京都町中諸記録			竪	8 冊	
甲 2	3839 賀茂社家文書			竪	9 冊	
甲 2	3958 京聚楽年寄記録			竪	5 冊	
甲 2	3988 千切屋文書 (泉涌寺・賀茂社・石清水修復・後桜町院凶事 <small>(ほか)</small>)			竪	54冊	
甲 2	4028 八瀬記			竪	1 冊	
甲 2	4131 御上洛一件・御変革御書付	文久 2・3 年		竪	2 冊	写
乙 7	399 雲上堂上ノ明覽	享和元 (補写) / 享和 2 (校正)	宣徳郎慈伝 (補写) / 生直 (校正)	折本	2 冊	
乙 7	502 地下次第	嘉永 2 年		冊	1 冊	

目録二一二 (法学部法制史資料室「非職人安田家他京都近郊所領関係文書」他)

番号	表題	年代	作成	形態	数量	備考
A 1	申上之事 (私支配内三枚屋儀兵衛住居相断二付)	文化7年6月	中市年寄八木房吉他5名→片山喜兵衛・安部九郎左衛門	状	1	端裏「頼内ノ者年寄座二向ヒ不法中候二付住居相断申二付仰上」
A 2	乍恐指上ケ申口上一札 (御下百姓山方農作等無沙汰二付御詫口上書)	享保16年5月22日	外畑村御下百姓久右衛門・与兵衛→安田下野	状	1	端裏「外畑」
A 3	差入申一札 (借用銀子返済延期願)	天保4年9月	柳屋宗吉・松屋半右衛門・住吉屋卯之助→葛田八郎兵衛	状	1	端裏、付箋あり
A 4	乍恐書付ヲ以奉願上候事 (極困難人御上納指支二付御救願)	寛政12年11月	下幡村庄や良吉・与頭五郎兵衛	状	1	
A 5	乍恐口上書 (居宅屋根取繕不調法御救免願)	享和元年5月	城州外畑村庄屋久左衛門・年寄善六→安田美作様御内西尾惣兵衛	状	1	
A 6	乍恐申上候 (免割以後算用違等村方出入願書)	享保16年6月	外畑村百姓久左衛門	状	1	
A 7	乍恐以書付奉願上候事 (老年病身二付御山守役儀御免願)	天明8年10月	下幡村御山守願人半藏・庄屋幸次郎→御山役坂場与藏	状	1	
A 8	乍恐口上書 (源兵衛往古の村方村法相背新規の事企二付御取繕願)	天保11年□月脱]21日	城州乙訓郡外畑村庄屋政次郎・佐兵衛・年寄兵之丞・村惣代佐平次→久我安田 [「ㄨㄨ」]	状	1	
A 9	乍恐奉願口上書 (久左衛門新規二居宅屋根棟二破風普請御救免願)	享和2年2月	城州乙訓郡外畑村百姓久左衛門→小堀總殿様御役所	状	1	奥書・端裏あり
A 10	乍恐奉願口上書 (酒屋佐兵衛買取酒代銀帯二付御召出御礼願)	弘化5年正月	御下馬村願主重右衛門・庄屋半兵衛→天龍寺様御役者中	状	1	端裏あり
A 11	乍恐奉願口上書 (凶作二付飯米30石御下ケ願)	天保4年10月	下馬場村喜兵衛他28名→天龍寺役者中	状	1	端裏貼紙「天保四年十月乍恐奉願上口上書」
A 12	乍恐口上 (翻作雑色不作二付翻作見分願)	嘉永3年8月	下鴨村庄屋八左衛門→安田美作役人中	状	1	
A 13	乍恐口上書 (田作植付状況届)	宝曆12年5月	下鴨村百姓中・庄屋茂右衛門→安田下野内西尾惣兵衛	状	1	
A 14	乍恐奉願口上書 (当年干損困窮二付手入修理御免願)	寛政6年8月	百姓惣代新左衛門・郷年寄治兵衛・庄屋又左衛門→安田美作役人中	状	1	差出村名なし、端裏「下鴨村願書」

番号	表題	年代	作成	形態	数量	備考
A 15	乍恐口上書 (田地湯水届)	明和8年5月	下鴨庄屋又左衛門・百姓惣代八郎兵衛→本所	状	1	
A 16	乍恐奉願口上書 (当年干損困窮二付見分願)	寛政6年10月	百姓惣代八左衛門・同新左衛門、奥書下鴨村庄や又左衛門→安田美作	状	1	
A 17	乍恐奉願口上 (当年干損困窮二付納米10石赦免願)	寛政11年9月	下鴨村庄屋又左衛門・百姓八右衛門→安田美作守内西尾惣兵衛	状	1	端裏「寛政十一年下鴨村干損願書」
A 18	約定書之事 (晴役改名、住家建築二付約定書)	天保8年9月	城州紀伊郡竹田村百姓惣代七右衛門・同与左衛門・同半六→嶋田八郎兵衛	状	1	後欠
A 19	乍恐以書付奉申上候 (白川家役人之由申候いたし候岡田刑部一件始末書上)	慶応元年11月23日	松平大和守領分上総國望陀郡仲山村百姓二而大工伝兵衛代大和田村親類百姓治兵衛他差添人1名→寺社奉行所	状	1	
A 20	[佐摩村大森町普請入用書上]「一、往還石堤…」	(享保19年)	(欠)	状	2	前記入用の村・町別割合の覚附属、端裏掛紙「布施弥市郎藤御代」
A 21	乍恐以書付奉願上候 (御勝手御用御用捨願二付)	慶応2年2月	神島谷村親類惣代新井重郎左衛門・名主願人新井治郎左衛門→村役人中	状	1	奥書あり、組頭加役1名・組頭3名
A 22	乍恐以口書奉願上候 (為御装石灰釜築立願二付)	文政10年11月	上野村願主名主勘藏・同村百姓代弥次他1名、同五人組頭源藏他5名、同村名主五郎右衛門→御見取御奉行所様	状	1	端裏付箋「石灰釜願 上野村名主勘藏」
A 23	乍恐奉願上口上之覚 (病身二付組頭御役御免願)	天保13年2月	上和田村組頭清左衛門→大庄屋斉藤孫右衛門	状	1	奥書あり、組頭・庄屋各1名
A 24	覚 (金子請取)	申正月	上森田伝藏→立ノ小林清兵衛	状	1	
A 25	覚 (屋敷替延金月割金先納二付)	亥五月 (文政10)	松前八左衛門内大屋弥兵衛・江口左伸→北河原村名主清兵衛方	状	1	端裏あり
A 26	仮請取書之事	明治2年5月21日	山田村治郎左衛門→長志村大吉	状	1	
A 27	覚 (質田地利米二付)	延享2年12月	野中村五兵衛他5人→津川村惣四郎	状	1	(写)
A 28	覚 (大豆代金二付)	文政8年8月	俵瀬村荻野為伯→北河原村ニテ小林藤藏	状	1	
A 29	[書簡]「一寄啓上致候…」(俵瀬七緒組二付)	子6月3日	矢田新十郎→柴田兵三郎	状	1	

番号	表題	年代	作成	形態	数量	備考
A 30	覚(借家御店置二付証文)	天保12年1月	津川町三治停繁太郎ほか6人→野中村庄治勝助	状	1	端裏「丑三月借家証文…」
A 31	覚(利米差上二付)	辰8月	明谷沢次左衛門→野口村彦五郎	状	1	端裏「明谷村治左衛門」
A 32	覚(金22両受取)	寅12月13日	清左衛門代兼助左衛門→南新川松浦勘次郎殿	状	1	
A 33	乍恐御届ケ申上候(小山郷との水論)	宝暦8年7月21日	下鴨庄屋代藤四郎→吉田対馬様	状	1	
A 34	乍恐奉願言上(代替御礼参府に付社申出入)	宝永6年3月29日	中神主松本筑後權宣社中→御奉行様	状	1	
A 35	乍恐御断書(早魃に付種羽を失いし旨)	宝暦12年6月	下鴨村庄屋茂右衛門、百姓中→安田下野様御内西尾惣兵衛様	状	1	
A 36	乍恐奉御届申上候口上書(泡水に付)	文政6年6月	御年寄喜右衛門他2名→安田佐渡様御内惣兵衛殿	状	1	
A 37	口上書(温泉津にて難船の旨報告)	享保20年7月3日	大坂嶋屋勘七船中船頭太平次他1名→温泉津町御役人中様	状	1	綱・碇切捨の旨覚あり
A 38	乍恐以添書奉言上(孝行者次左衛門一家褒賞願)	文化3年5月	滝名村肝煎阿部藤右衛門→御代官様	状	1	
A 39	乍恐御願奉申上口上之覚(縮毛に付見分願)	安政4年9月	中村組頭折右衛門他1名→大庄屋斉藤孫右衛門	状	1	
A 40	乍恐以口上書奉願上候(借金出入)	未11月	野中村願入庄司勝之助→御代官様	状	1	
A 41	乍恐以口上書ヲ奉願上候(当組弘川村勘三郎借金返済不仕儀に付)	亥12月	上条組野中村辰五郎→御代官様	状	1	
A 42	乍恐奉願上口上之覚(空地内にて兼師堂修復助成花角力興行許可願)	天保14年8月10日	牧御堂村組頭与三右門・庄屋文右衛門→大庄屋斉藤孫右衛門	状	1	端裏「卯八月角力願書 牧御堂」、端裏付箋あり
A 43	乍恐以書付御願奉申上候(牧田川通附洲浚出来に付御見分願并新規御定杭打替願)	文久元年6月	牧田川通州浚組合惣代多芸郡直江村庄屋休三郎・大坪村年寄・金屋村庄屋十左衛門→笠松堤方御役所	状	1	端裏付箋あり
A 44	乍恐御願奉申上口上覚(薪山として円ノ谷山被下置様願)	安永元年8月	砂川彦右衛門→小原瀧左衛門・福知幸左衛門・御松頭文治	状	1	端裏付箋あり

番号	表題	年代	作成	形態	数量	備考
A 45	乍恐奉願上口上之覚 (去酉年起立之田方に付是迄通之御冥加米にて長年季被仰付候様願)	文化14年 9月	戸崎村組頭与茂吉・同勝兵衛・庄屋定八→大庄屋孫右衛門	状	1	端裏付箋あり
A 46	乍恐奉願上口上之覚 (田方年季明に付是迄通長年季被仰付候様願)	天保2年 4月	東淺井村組頭林兵衛・同縫右衛門・庄屋兵右衛門→大庄屋齊藤孫右衛門	状	1	
A 47	乍恐奉願上口上之覚 (川渡丁場に付赤坂役所へ願書提出届)	天保12年12月	三州碧海郡正名村組頭文右衛門・定岡弁右衛門→大庄屋齊藤孫右衛門	状	1	端裏付箋あり
A 48	乍恐奉願上口上之覚 (抗欄御普請願)	天保9年 9月	坂左右村組頭清左衛門他2名→大庄屋齊藤孫右衛門	状	1	端裏「戊水除御普請願」、付箋あり
A 49	乍恐奉願口上書 (橋桁用木拝領願)	寛政元年 2月11日	船荷村庄屋藤之丞他4人→御社御月番	状	1	端裏付箋あり
A 50	乍恐御断 (備後国尾道向川尻村百姓清八後家ふく行倒に付、国元へ飛脚遣す旨)	明和8年 9月7日	船荷村庄屋喜右衛門・年寄彦助→御奉行所様	状	1	端裏「上 乍恐御断 船荷村庄屋・年寄」
A 51	乍恐奉願口上造作 (納屋造作に付)	嘉永5年 7月	願主馬場村百姓重右衛門・同北隣家半兵衛・村役喜右衛門・庄屋庄左衛門・年寄孫兵衛→天龍寺様御役者中	状	1	付箋あり
A 52	申上候事 (法会執行仕度に付)	文化9年 2月	秋吉村真宗仏乗寺→御庄屋村田源右衛門	状	1	奥書：村田源右衛門→藤井味左衛門→渡辺市兵衛、裏書：三上仁左衛門→七右衛門近藤、端裏付箋あり
A 53	申上候事 (秋吉村内銀子不納の音差免願)	明和元年12月	庄屋村田源右衛門→大庄屋藤井和左衛門	状	1	庄屋村田→大庄屋藤井→近藤・渡部市兵衛・三上の裏書あり
A 54	乍恐以書付ヲ奉願上候 (鉄砲改二付)	天保12年 2月	埴田筋平野村惣代金太・組頭儀右衛門・庄屋格惣左衛門・同弥左衛門→御代官所	状	1	付箋あり
A 55	乍恐奉願口上書 (早掛に付御敷米7斗被下度願)	文政6年 8月	乙訓郡西坂本村庄屋長右衛門・年寄源左衛門・百姓惣代五兵衛・佐兵衛・喜右衛門・甚右衛門・儀左衛門→安田肥後守様御役所	状	1	
A 56	御願申上候事 (引助滞留差免願)	文化12年 9月	要吉→畦頭伊右衛門	状	1	付箋あり

番号	表題	年代	作成	形態	数量	備考
A 57	指上ケ申口上書 (鉄砲改打帳面粉失に付再び差上ケ旨)	宝永2年4月8日	報恩寺村庄屋権右衛門・年寄作兵衛・同喜助・同与右衛門→小堀仁右衛門	状	1	
A 58	乍恐奉願口上書 (水不足に付惣藏入の内に御救米下付願)	文政4年8月	下鴨村中村郷年寄清兵衛・同源右衛門・百姓惣代八左衛門→御本所様	状	1	
A 59	乍恐奉願口上書	宝暦12年5月	何麻郡報恩寺権右衛門→谷大学様御役人中様 安田下野	状	1	
A 60	乍恐謹而御願奉申上候 (清藏追い出し一件)	享保16年6月3日	願人外畑村清藏主人久左衛門他3人→御本所 安田下野	状	1	端裏「上」
A 61	下書 乍恐奉願上候口上書 (親類監物押借りに付)	文化14年3月	願主下久我村百姓百姓監物代五郎右衛門他1人→高「ママ」司様御殿御役所	状	1	
A 62	乍恐奉願口上書 (写) (御家領村方差縫れ一件)	天明7年7月	下久我村御家領頭百姓監物他8人→御役人中 定岡村組頭藤右衛門他2人→大庄屋斉藤孫右衛門	状	1	付箋多数、端裏「下久我村鷹司様庄屋弥兵衛依病氣退役」
A 63	乍恐御届ケ奉申口上上之覚 (田方荒起に付届)	嘉永2年4月	定岡村組頭藤右衛門他2人→大庄屋斉藤孫右衛門	状	1	端裏付箋あり
A 64	乍恐奉願口上書 (不作に付御用捨米願)	寛政7年7月	下鴨村百姓惣代新左衛門他2人→安田御家西尾宗兵衛	状	1	端裏「下鴨村願書」
A 65	乍恐奉願口上書 (写) (小山・下鴨水論に付)	宝暦9年1月	下鴨村庄屋・年寄→小堀数馬様御役所	状	1	
A 66	乍恐以口上書申上候 (裁許書・絵図写に付御尋に付)	安永2年11月26日	城乙訓郡西坂本村庄屋吉左衛門・年寄六右衛門→安田下野御役所	状	1	
A 67	乍恐奉願口上書 (庄屋退役に付)	安政10年2月	乙訓郡坂本村御役長右衛門・年寄六右衛門→安田肥後守御役所	状	1	
A 68	乍恐言上仕候 (加茂川筋六郷田地水入高に付)	文政5年2月	下鴨村庄屋又左衛門→安田様御本所	状	1	
A 69	乍恐奉願口上書 (下鴨郷用地養水出入二付)	延享5年7月	下鴨村庄屋茂右衛門→安田武藏	状	1	端裏「延享五辰七月養水出入願書」
A 70	乍恐謹而奉願口上書 (清藏追い出し一件)	享保16年6月	清藏→小堀小堀仁右衛門	状	1	端裏あり
A 71	奉乍恐願口上上 (井出普請助成願)	天保2年6月	郷年寄喜右衛門他2人	状	1	

番号	表題	年代	作成	形態	数量	備考
A 72	乍恐申上口上書之事(未進大分に付)	延宝5年2月	塩田安井村長兵衛→前波又兵衛	状	1	
A 73	乍恐以書付奉願上候事(悪作に付見分願)	天明3年9月	下ヶ幡村庄や幸四郎他1名→御群「ㄨㄨ」御役所	状	1	端裏「岩谷分下書」
A 74	乍恐奉願口上書(写)(鶴冠井村・菱川村・下久我村論所に付)	天明4年	城川乙訓郡下久我村庄屋長七郎→御奉行所	状	1	端裏「絵図に菱川村より付昏…」
A 75	乍恐奉願口上書(干損に付検分願)	寛政11年8月	下鴨村庄や又左衛門外2名→安田美作様御役人中	状	1	端裏「寛政十一未年下鴨村干損に付検分願書…」
A 76	乍恐口上之覚(郷役・組庄屋跡役に付)	西暦6月	西坂本村庄屋吉左衛門→安田美作様御役中	状	1	端裏「上 西坂本願書」
A 77	乍恐奉願上候口上書(下書)(御用銀に付)	寛政元年4月	川嶋村庄屋宇兵衛ほか15名(御家領8村)→鷹司御役所	状	1	端裏「上 鷹司様御用銀上納之御断一札…御家領八ヶ村」
A 78	乍恐口上書(大水に付荒所割合)	文政9年12月	西坂本村庄屋代亦右衛門ほか1名→安田肥後守御役所	状	1	端裏あり
A 79	乍恐奉願口上書(下書)(用地差水出入に付)	—	—	状	1	相手：小山郷御用水川役人久右衛門他
A 80	乍恐奉願口上書(下書)(庄屋赤兵衛御宥免願)	明和6年9月	下久我村年寄久右衛門他4人→神原監物・岡本天柄【カ】	状	1	端裏「明和六年鷹司殿庄屋赤兵衛蒙各故・頭百姓より詫願書案文」
A 81	乍恐奉願口上書(御救米拝領願)	寛政9年12月	下鴨村百姓市兵衛他8人→安田美作御役人中	状	1	端裏「寛政九丁巳年下鴨村願書」
A 82	乍恐以書付申上候(安田下野より御用筋召上に付)	享保16年12月15日	外畑村庄屋常右衛門・年寄九兵衛→七御本所様	状	1	端裏「外畑村常右衛門当家二呼願書」
A 83	乍恐奉願口上書(御用水赦免願)	寛延元年7月	下鴨村庄屋→安田武藏	状	1	端裏「寛延元年辰七月差水出入願書」
A 84	乍恐奉願口上書(庄屋・年寄跡役に付)	文政11年11月	下鴨村百姓甚左衛門他7人→安田佐渡守御役人中	状	1	

番号	表題	年代	作成	形態	数量	備考
A 85	乍恐奉願候口上書 (早損に付御致願)	明和7年7月	下鴨村庄屋又左衛門・百姓惣代人左衛門→御本所様御役人中	状	1	端裏「明和七年寅 早損悪作二付救米願書」
A 86	覚 (御物成等皆済に付)	宝永3年4月	菊池仁左衛門→河原野村庄屋	状	1	端裏「宝永元年申上候」
A 87-1	覚 (先納金受取)	寅2月26日	松前八左衛門内江口左伸→北河原村名主清兵衛	状	1	87-2と一東
A 87-2	覚 (人用金受取)	丑9月3日	松前八左衛門内江口紋右衛門・大屋陣兵衛→武州小河原村名主清兵衛	状	1	
A 88止			〔包紙・紐〕〔諸願口上書等〕			
D 2-6	(御加増拜領の御札として、前大納言関東下向に付、通射御札申上度、松平紀伊守殿へ御沙汰被願の旨)	(年欠) 10月27日	通射→柳原前中納言殿・高野前中納言殿	状	1	
D 6-4	乍恐以口書奉願上候 (尾州様先川運上元箇之儀に付)	天保11年2月	大垣領上野村立川基藏→岩倉御役所	状	1	
D 11-10	指上ケ申一札 (舍人役跡目に付)	延宝5年12月3日	御所車役司吉田弥一・藤木仙納→出納大藏	状	1	
D 11-3-7	一札 (時役跡役に付)	天保9年3月	御室御所様晴役惣代山内藤藏(ほか4名→奥田久平	状	1	
D 11-5-1	乍恐御訴訟 (出作高諸役に付)	宝暦13年12月19日	坂本村庄屋喜兵衛・年寄久左衛門→安田下野守様	状	1	
D 11-5-4	乍恐返答書 (悪木抜きによる川幅変更に付)	天明4年5月22日	城州乙訓郡下久我村久我家御家領庄屋長七郎・小西中知行所庄屋又兵衛・鷹司殿御家領庄屋弥兵衛・一条殿御家領庄屋治兵衛・五郎左衛門・小堀数馬殿御代官所庄屋安兵衛・烏丸殿東園殿御家領庄屋宇右衛門・六給主御社領庄屋源右衛門・百姓惣代又左衛門・喜右衛門	状	1	
D 11-5-5	乍恐御訴訟 (出作高諸役に付)	明和3年9月	坂本村庄屋喜兵衛・年寄又左衛門・村惣代喜右衛門→安田下野様御役所	状	1	端裏「上 坂本村庄屋・年寄」
F 3-8	宣命使御参宮可有見参権任神主交名之事	文久3年3月5日	権纏宣弘守	状	1	
F 3-10	口宣案 (従五位上叙任)	明和8年4月28日	上卿新大納言・藏人左少弁藤原経光奉→荒木田経隆	状	1	

目録二一三 (法学部法制史資料室「京阪文書」)

冊	番号	表題	年代	作成	形態	数量	備考
1	61	別紙一札之事 (一条様御殿御用銀返納)	天保5年12月	百姓次左衛門→(欠)	状	1通	
1	72	[権律師敏任口官案]	寛延2年2月2日	→法師秀碩	状	1通	
1	73	永代御預申一札之事 (後桃園院尊義御菩提御供養用)	天明元年11月12日	靈源寺役者寒松院→田地世話人玉泉院他1名、(奥書)西加茂田尻村庄屋	状	1通	
2	5-1	譲り渡申田地之事 (梶井宮領安楽寿院領)	天保8年11月	譲人川原町与兵衛、証人1名→嶋田久平	状	1通	5-2と1通
2	5-2	一札	天保8年11月	東竹田村河原町与兵衛→嶋田久平	状		
2	7	乍恐返答書 (本所より年貢米庄屋取込の由跡に付)	嘉永2年6月20日	三条西家領柴竹村庄屋宗兵衛伴亀吉、年寄五郎兵衛→御奉行	状	1通	
3	25	乍恐奉願口上書 (支配人交替願)	天保15年3月27日	一条貸付支配人嶋田八郎兵衛→御奉行	状	1通	
4	10	一札 (御役銀嶋田八郎兵衛引請之内下山田村引受借用)	文政6年1月	葉室殿御役所松嶋主殿他1名→葛野郡下山田村庄屋・年寄・百姓惣代3名、惣百姓中 (奥書) 葉室 (花押)	状	1通	
6	1	手形之事 (当家御台所入用銀借用)	天明5年3月	岡崎家伊佐直記→美濃屋九右衛門、(裏印) 岡崎	状	1通	
7	3	預申金子之事 (有栖川宮、水野越前守御寄附永代灯明料)	天保4年10月23日	預主・東御靈園子室町蒔絵町蒔絵屋治兵衛他1名、請人3名→北野社松栄坊取次	状	1通	
7	6	差入申引当証文之事 (一条御殿御用銀借用)	文政12年10月	鞍馬上在地法師徳丹、西院村之内新在家町百姓新太郎ほか1名→嶋田八郎兵衛	状	1通	
8	31	奉願御 (アキマツ) 之事 (伏見宮様へ関東より被為進候御金之内)	安政6年4月	大宮口山寺上ル口近江屋善吉ほか5名→御貸付方御役人	状	1通	
9	14-1	借家請状之事	弘化4年3月	請人川原町荒神口下ル近江屋三郎兵衛、引取人、借り主関口政造→梶井宮様御長家御支配人関根由兵衛	状	1通	
9	14-2	引取一札之事		引取人室町下長者町角 屋源兵衛、請人、借り主→梶井宮様御長家支配人関根由兵衛	状	1通	
9	19	一札之事 (錦小路家藏版医書彫刻につき)	文化2年4月	錦小路殿内見島造酒ほか1名→世話方大西越前、他2名、裏書：錦小路修理大夫	状	1通	

輯	番号	表題	年代	作成	形態	数量	備考
9	25	一札 (一条様御貸付銀返納滞り済し方に付)	嘉永3年8月17日	城州久世郡東一口村小右衛門、連判惣代1名→一条様御貸付御支配所	状	1通	
9	26	一札 (一条殿貸付銀返納滞り済し方町方示談調兼に付)	嘉永5年3月17日	河原町三条下丸三町目東江入南車屋町年寄・五人組・町中惣代→一条殿御貸付所	状	1通	
15	2	(一条貸付返済に付借受候沽券状、印形差戻)	天保14年8月	下長者町堀川西入町借主丹波屋忠兵衛、妻、母→治助	状	1通	
16	1	一札 (御殿御講銀借用)	文化4年2月	錦小路殿内山田勘解由ほか1名→御殿御講世話方美濃屋九右衛門ほか2名、(裏印) 修理大夫	状	1通	
20	3-1	覚 (銀子受取)	未 (天保6) 年12月23日	(裏書) 奥田六十郎ほか2名、竹田村源三郎	状	1通	3-2と一紙
20	3-2	奉預御銀之事 (一条様御用銀)	天保6年12月	城州紀伊郡竹田村惣坊町百姓源三郎ほか1名→一条様御貸付御支配人嶋田八郎兵衛	状		
27	21-1	借家請状之事 (寺町裏清和院口上り東御梶井様御長家)	天保12年3月	受人荒神口河原町近江屋三郎兵衛、引取人1、借り主殿村屋治兵衛→梶井宮様御長家御支配人関根由兵衛	状	1通	21-2と一通
27	21-2	引取一札之事	天保12年3月	引取人大黒屋儀兵衛、請人1、借主殿村屋治兵衛→梶井宮様御長家御支配人関根由兵衛	状		
27	22-1	借家請状之事 (寺町裏清和院口上り東御梶井様御長家)	嘉永2年6月	受人本満寺前之町石や宗吉、引取人1、借り主石屋卯之助→梶井宮様御長家御支配人関根由兵衛	状	1通	22-2と一通
27	22-2	引取一札之事	嘉永2年6月	引取人白川村松屋藤左衛門、請人1、借主石屋卯之助→梶井宮様御長家御支配人関根由兵衛	状		
32	13	奉拜借御金之事 (妙法院様殿御修理金御貸付金)	慶応3年2月	北野宮松栄坊、1 (虫)、梅林坊→妙法院宮様御貸付方御役人中	状	1通	
32	46	御託一札之事 (御殿御貸付金拝借不調印に付)	天保7年6月	城州統郡田原糠塚村百姓甚兵衛ほか2名→嶋田八郎兵衛	状	1通	
32	54	奉差上別紙一札之事 (借金引当)	慶応3年2月	松栄坊、1 (虫)、梅林坊→妙法院宮様御貸付方御役人中	状	1通	全文抹消/32-13を参照
32	57	別帯引宛証文之事 (御室御所様御阿堂金借用)	嘉永3年6月	和久屋喜兵衛、妻ほか4組夫婦→御室御所様御貸付御用所	状	1通	

輯	番号	表題	年代	作成	形態	数量	備考
34	13-1	一札之事 (御車大工職、御車副向役勤め難きに付)	宝暦2年5月	譲り主惣司久右衛門、妻、倅、知声院、証人1→吉田相模、吉田弥一	状	1通	13-2と一紙
34	13-2	覚 (伝来の御朱印渡し)	宝暦2年5月	譲り主惣司久右衛門→吉田相模	状		
39	3-1	奉拝借御銀之事 (御所御納金の内銀7貫)	安政5年10月	拝借主北野宮松栄坊、証人同梅林坊・梅田坊→桂御所御貸付所	状	1通	3-2と一紙
39	3-2	覚 (銀7貫=金97両3朱余受取)	(安政5年) 10月23日	松栄坊→桂御所様御貸付所	状		
40	1	譲り渡し申知地之事 (有栖川宮領地)	嘉永2年極月	譲り主治郎右衛門、請人1名→文治郎 (裏書) 庄屋太右衛門	状	1通	
40	2	譲り渡し申知地之事 (有栖川宮家領)	安政3年9月	太秦安養寺村譲り主百姓又右衛門、同村証人2名→山下源右衛門	状	1通	
40	4	議状一札之事 (栗田御殿領地)	元治元年3月	南畑百姓庄吉、百姓惣代平野屋庄八→百姓政次郎	状	1通	
40	39	〔公儀触三通廻状〕古金銀に付/唐物抜筋に付/三十三間堂大破勧進に付)	子年11月	河西新八郎、榎村与三郎、広瀬文四郎	状	1通	
46	18	覚 (知恩院御祠堂金500両、田辺村以下12ヶ村拝借)	弘化4年11月23日	城州緩喜郡岩田村庄屋・加次郎→(欠)	状	1通	
50	7	証文之事 (東福寺九条殿御祠堂之内、村方名前にて借銀滞り済し方)	寛政6年11月	羽倉攝津守、証人丈石直吉→尾崎藤之丞、其外判人中(後欠カ)	状	1通	
50	30-1	借家請状之事 (御車道清和院口上ル東御梶井宮長屋)	嘉永3年2月	受人河原町荒神口下ル近江屋三郎兵衛、引取人1、借主柏屋宇兵衛→梶井御殿御長屋御支配人関根由兵衛	状	1通	30-2と1紙
50	30-2	引取一札之事 (御車道清和院口上ル東御梶井宮長屋)	嘉永3年2月	引取人水流八条殿町上ル越後屋伊兵衛、請人、借主→梶井御殿御長屋御支配人関根由兵衛	状		
51	26	田地引当書入帳 (非藏人衆様人家御領乙訓郡外畑村)	天保5年6月	庄屋左平太、年寄2名→欠	状	1通	
55	1	奉預御金之事 (御役所御用金のうち100両借用)	天保8年12月	城州紀伊郡下鳥羽村・同乙訓郡井之内村・同郡下植野之村・江州蒲生郡長田村各村庄屋・年寄・組頭・村惣代・百姓惣代 (奥) 江州茨田郡門真香上村庄屋・年寄・村惣代→嶋田八郎兵衛	状	1通	

輯	番号	表題	年代	作成	形態	数量	備考
	9	讀り状之事 (禁裏御領10ヶ所)	安永5年5月12日	讀り主親市左衛門ほか2名→浄雲寺当住信隨、(奥書)年寄勘兵衛	状	1通	
	27	浦証文之事(写)(大地震津波破船に付、一橋様御廻米)	嘉永7年12月	口熊野申本浦肝煎1、庄屋1→大川浦浜野屋吉之丞代孫次郎、同人船沖船頭甚五郎、禊取1、惣水主中	状	1通	
	28	浦証文之事(写)(大地震津波破船に付/京都御用材大坂廻木他)	嘉永7年12月	口熊野申本浦肝煎1、庄屋1→和深御仕入方御出役浦義右衛門、境田中屋正助代専助	状	1通	
	29	一札之事(京都造管材材木積船、地震津波にて破船、取片付人足代受取)	寅12月	申本浦→大川浦吉之丞代船沖船頭甚五郎	状	1通	
	4	証(大仏御殿御修理銀之内150両備州龜山本徳寺家米貸付加入)	嘉永7年7月	大仏御殿御貸付掛横山伊織→福田屋吉兵衛	状	1通	
	5	預り申銀子証書之事(6貫目)	安政4年6月25日	妙法院宮御貸付所佐久良静、手代佐賀勘兵衛→福田屋吉兵衛	状	1通	
	11	支証一札(御殿御用金銀11、100匁)	安政3年8月	妙法院宮御貸付所預佐久良静→福田屋平兵衛	状	1通	
	13	条約一札之事(生糸武筒買取)	慶応4年2月	伏見御所御内大村右兵衛輔→氏屋清助	状	1通	
	63	奉拜借御金之事(20両)	文久2年5月	因幡堂境内麦屋幸次郎ほか3名→有栖川宮様御貸付御役人衆(奥書)因幡堂役者太田福満他1名	状	1通	
	63	乍恐以書付奉申上候(上棟之節、幣串等相用儀不存に付)	元治元年12月	松平大和守領分上総国望陀郡仲山村願人伝兵衛、組頭1、名主1→白川神依伯王様関東御役所御役人中様	状	1通	
	64	請合申御年貢之事(禁裏御物物成不納に付)	明和4年12月晦日	不納主庄七、請人2名→与四郎	状	1通	
	69	借用申金子証文之事(16両)	嘉永4年2月	西新屋敷中之町平野屋七兵衛ほか3名→有栖川宮様御殿御貸付御役人衆中様	状	1通	
	69	奉差上一札之事(御殿様御用金借用引当二本載)	安政2年10月	中筋今出川下ル丁但馬屋佐助他2名、東堀川三条上ル丁柏屋八右衛門、妻→一条様御貸付御役所	状	1通	
	71	奉預御銀之事(一条様御殿御用銀275匁)	天保5年3月	江州高嶋郡宮野村忠兵衛ほか3名→一条様御貸付御支配所	状	1通	

輯	番号	表題	年代	作成	形態	数量	備考
71	32	覚 (巴御車御修復御料物銀受取)	安永2年	御車調進所惣司甚三郎、同茂左衛門→小堀数馬殿御役所	状	1通	
71	33	口上之覚 (天正十六年四月御朱印高頂戴に付)	寛政4年9月	御車副供数馬→岩佐主税、中村二兵衛	状	1通	
71	34	覚 (御車役人地行書下鴨村山城国高役銀納×に付)	文化14年10月	岩佐主税他11名→御勘定所 (嶋本三郎九郎)	状	1通	
71	41	証札 (後桃園院枕屏風買得代金払い方に付)	文政10年10月	中坊 (カ) 伊兵衛→美濃屋九右衛門	状	1通	
72	15	奉拜借御金之事 (金5両)	文久2年閏8月	万福寺通新町西江入町近江屋金治郎、母他2名→小野御殿御貸付所	状	1通	
72	37	一札之事 (未進米の覚)	元文2年6月	小山郷吉田弥一→冷泉様御難掌	状	1通	
83	1	一札之事 (臨時入用2000目借用)	弘化3年9月	三条西殿御役所→樵村・七戸村庄屋、年寄・百姓中 (裏書) 季知 (印)	状	1通	
85	68	一札 (酒之上不調法に付禁酒、勘弁願)	明治4年正月	山本勘助、大八→舟橋様御支配人衆中	状	1通	
86	19	乍恐奉願上候 (小堀左源太死去ニ付跡役同豊之助願)	寛保元年11月16日	小堀左源太殿元御代官所紀伊郡・乙訓郡・葛野郡・宇治郡・愛宕郡村々庄屋年寄 (88ヶ村計146名) →御奉行様	状	1通	
86	22	差上ケ申一札之事 (売酒屋吟味に付)	元禄15年4月晦日	一乗寺村庄屋加兵衛→冷泉様御内中川瀬兵衛	状	1通	
86	27	奉願上口上書 (心観院様御進金貸下ケ願)	安政2年9月16日	岩佐藤藏、井戸平四郎、岩崎駒太郎→應司御殿御貸付所	状	1通	
86	28	掃部察恒例御下行米之覚・掃部察臨時御下行米之覚	天保6年9月	平岡掃部権助→應司様御貸付所 (奥印) 清水因幡守・大隈伊勢守	状	1通	
86	29	引請一札之事 (鷹司様納戸金よりの岩井三八藩借金返済引請5両)	天保58年5月21日	高田隆介・近沢忠市郎→茶満屋五兵衛	状	1通	
86	30	奉拜借御銀之事 (心観院御進金銀1800目)	天保9年7月	竹内乙弥、徳圃典膳、同中務→應司御殿御貸付所	状	1通	
86	31	引当証文之事 (竹内乙弥切米4.5石)	天保9年7月	竹内乙弥、徳圃典膳、同中務→應司御殿御貸付所	状	1通	
86	32	一札 (拜借銀証文印差上断に付)	天保12年5月	徳圃典膳→應司御殿御貸付所	状	1通	

輯	番号	表題	年代	作成	形態	数量	備考
	86	33 奉進拜借御銀之事(心觀院御遺金3兩)	天保14年10月	竹内菊彦、徳岡典膳→鷹司御殿御貸付所	状	1通	
	86	34 為任一札之事(収納米40石、鷹司よりの借銀引当に付)	弘化3年7月	六条殿家岡田兵庫・秦修理→大穀村庄屋平右衛門、年寄七兵衛	状	1通	
	86	35 奉拜借御銀之事(1兩)	弘化3年12月	西四辻殿役所岸本中務・老女清崎→鷹司御殿御貸付所(裏印あり)	状	1通	
	86	36 引当証文之事(銀2貫目借用引当切米6石)	弘化4年6月	徳岡典膳、竹内菊彦、他2名→鷹司御殿御貸付所	状	1通	
	86	37 奉進借御金之事(金3兩)	嘉永元年4月	徳岡典膳→鷹司御殿御貸付所	状	1通	
	86	38 別紙之事(本領米30米引当借銀借り換えに付)	嘉永3年正月	山井殿家鈴木内膳他4名→鷹司御殿御貸付所(裏)氏国(印)、氏順(印)	状	1通	
	86	39 引当証文之事(六条殿家方領米23石引当、銀10貫400目借用)	嘉永4年11月	六条殿家岡田兵庫、城州乙訓郡庄屋1、年寄1、百姓惣代2→鷹司御殿御貸付所(裏)六条(印)(印)	状	1通	
	86	40 奉願上口書(下行米43石引当20貫借銀願)	嘉永6年9月	徳岡内膳他3名→鷹司御殿御貸付所	状	1通	
	86	41 覚(銀子20貫受取)	嘉永6年9月22日	徳岡内膳他3名→鷹司御殿御貸付所	状	1通	
	86	42 奉願上口上書(下行米43石引当20貫目500目借銀願)	嘉永7年4月	徳岡内膳他3名→鷹司御殿御貸付所	状	1通	
	86	43 覚(銀子20貫500目請取)	嘉永7年4月	徳岡内膳他3名→鷹司御殿御貸付所	状	1通	
	86	44 校証文之事(舟橋役所老女への貸渡銀37貫500目に出銀二付)	嘉永7年7月	高嶋五兵衛→松山嘉兵衛	状	1通	
	86	45 副証文之事(銀子3貫借用に付)	安政2年正月	城州葛野郡原村・同愛宕郡千本廻各庄屋・年寄・百姓惣代→鷹司御殿御貸付所	状	1通	
	86	46 一札之事(葛野郡原村庄屋他連印借銀3貫目に付引請)	安政2年正月	広橋殿家役所(印) 藤堂兵庫・権助他4名→鷹司御殿御貸付所	状	1通	
	86	47 奉願上口上書(銀子3貫借用)	安政2年正月	城州葛野郡原村・愛宕郡千本廻り庄屋・年寄・百姓惣代→鷹司御殿御貸付所	状	1通	
	86	48 覚(金10兩請取)	安政2年正月	野村呂門、吉田源太郎→鷹司御殿御貸付所	状	1通	

輯	番号	表題	年代	作成	形態	数量	備考
86	49	奉拝借御金之事 (金10兩)	安政2年3月	野村呂門、吉田源太郎→鷹司御殿御貸付所	状	1通	
86	50	副証文之事 (借金10兩返済方、家領分西院村庄屋外連印6貫拝借証文)	安政2年3月	野村呂門、吉田源太郎→鷹司御殿御貸付所	状	1通	
86	51	奉拝借御金之事 (金20兩)	安政2年6月	高橋薩摩守→鷹司御殿御貸付所	状	1通	
86	52	為取替一札之事 (舟橋様方への7貫300目に3貫200目菱屋出銀二付)	安政2年6月	茶満屋五兵衛→菱屋嘉兵衛	状	1通	
86	53	一札 (借用銀返納方に付)	安政3年6月	葉室殿役所 (印) 宗岡式部大丞(ほか2名)→年々御方領米請取方兼御両家御役中	状	1通	
86	54	為任取一札之事 (葉室殿への貸付銀20貫目に10貫目菱屋加入、濟せ方に付)	安政3年6月	菱屋嘉兵衛→茶満屋五兵衛	状	1通	
86	55	奉願上口上書 (葉室家領3ヶ村、米40石返納、銀20貫借用願)	安政3年6月	城州豊野郡下山田村・乙訓郡今里村・豊野郡御所之内村各庄屋・年寄・百姓惣代→鷹司御殿御貸付所	状	1通	
86	56	覚 (銀3貫500目請取)	安政3年6月	窪甲斐守、同左近將監、多右近將監→鷹司御殿御貸付所	状	1通	
86	57	奉追借御銀之事 (銀1貫目)	安政4年11月	石山殿役所木村丹下・須田將監、□町室町にし入ル町鍛冶屋守太郎→鷹司御殿御貸付所 (裏) 左京権大夫 (印)	状	1通	
86	58	覚 (銀20貫受取)	文久元年4月	徳岡内膳大允、徳美常陸大豫、柳田左近將監→鷹司御殿御貸付所	状	1通	
86	59	覚 (銀9貫700目請取)	文久2年6月	徳岡内膳大允、徳美常陸大豫→鷹司御殿御貸付所	状	1通	
86	60	奉拝借御銀之事 (銀12貫目)	文久2年8月	大和屋清七、浜屋要蔵、木原屋左七→鷹司御殿御貸付所	状	1通	
86	61	別紙証文之事 (同上借銀引当、大和屋瀬 [ㄨㄨ] 七家屋敷)	文久2年8月	大和屋清七、浜屋要蔵、木原屋左七→鷹司御殿御貸付所	状	1通	
86	62	引当証文之事 (銀4寛500目借用引当、切米之内15石)	文久2年12月	須賀井卷之丞、佐治武兵衛→鷹司御殿御貸付所	状	1通	

輯	番号	表題	年代	作成	形態	数量	備考
86	63	覚（金10兩請取）	文久3年5月	徳美常陸大掾、徳岡内膳大允→鷹司御殿御貸付所	状	1通	
86	64	覚（銀1貫300目受取）	文久3年2月	須賀井卷之丞、佐治武兵衛→鷹司御殿御貸付所	状	1通	
86	65	引当証文之事（銀1貫300目借用引当切米之内4、5石）	文久3年2月	須賀井卷之丞、佐治武兵衛→鷹司御殿御貸付所	状	1通	
86	66	奉拜借御金之事（心觀院御進金1兩）	文久3年4月	高松権中納言殿雑掌高坂源太・高松三位殿雑掌宮勘民部→鷹司御殿御貸付所	状	1通	
86	67	一札（銀子借用に付方領米15石引渡）	（年欠）	西四辻殿役所（印）岸本中務、四辻殿役所（印）芝兵部・渡辺掃部→年々御方料米請取催御両家御役人中	状	1通	
86	68	〔加州御扶持方米着船に付届書〕	午年7月19日	鳥羽問屋大津又左衛門→鷹司御殿御役人中	状	1通	
86	69	副一札（3貫200目借用引当年々米12石）	（年欠）	（裏）前少将（印）	状	1通	